

議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

企画課 企画戦略担当

議案名

議案第85号 桐生市過疎地域持続的発展計画の策定について

趣旨・目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)に基づく桐生市過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和7年度をもって終了となることから、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする新たな桐生市過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものです。

概要

桐生市過疎地域持続的発展計画は、過疎法第8条の規定により、県の過疎地域持続的発展方針に基づき、策定する計画です。

- 1 計画の期間：令和8年度から令和12年度までの5年間
- 2 対象地区：桐生地区(平成の合併前の旧桐生市)及び黒保根地区(平成の合併前の旧黒保根村)
- 3 計画の基本方針：

本計画においては、群馬県が策定する群馬県過疎地域持続的発展方針「ぐんま快疎化リーディングプラン」を踏まえるとともに、桐生市第六次総合計画に則り、将来都市像である「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」の実現に向けて、6つの施策の方向性に基づく、分野ごとの各種施策の総合的かつ計画的な展開により、「持続可能なまち」であり続けることを目指します。

また、総合計画の重点施策として位置付けた施策により構成されている第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合も図りながら、地域産業や農林業の活性化、移住・定住の促進、観光の振興、教育の振興、安全・安心なまちづくりなどの具体的な施策を推進します。

背景・経過

令和3年4月1日に施行された過疎法において、過疎地域の指定要件が見直され、黒保根地区に加えて桐生地区が過疎地域に指定されました。このような中、過疎地域において総合的に対策を実施していくため、令和3年度から令和7年度までの5か年計画である桐生市過疎地域持続的発展計画を策定し、両地区の持続的発展に向けて、様々な施策を展開してきました。

現計画の計画期間は、令和7年度をもって終了となることから、令和8年度から令和12年度までの新たな桐生市過疎地域持続的発展計画の策定作業を進め、令和7年9月に実施しました意見提出手続(パブリックコメント)を経て、本計画をとりまとめました。